

議案第 6 5 号

明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する
条例制定のこと

明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例

明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成２２年条例第４号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
目次 第１章～第２章 （略） 第３章 内部公益通報 第１節 （略） <u>第２節 通報妨害等の禁止（第11条の２・第11条の３）</u> <u>第３節</u> （略） <u>第４節</u> （略） 第４章～第７章 （略） 附則 第１条 （略） （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（４） （略） （５） 委託事業者の役職員 <u>次に掲げる者であつて、委託事務等に従事しているものをいう。</u> ア <u>委託事業者（委託事務等を行うものをいう。以下同じ。）の役員（当該役員がイに掲げる者である場合を除く。次号イにおいて同じ。）</u>、従業員、代理人その他これらに類する者 イ <u>委託事業者である特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）第２条第１項第１号に掲げる個人又は委託事業者である同項第２号に掲げる法人の代表者</u> （６） 対象職員等 職員等及び職員等でなくなった日から１年を経過しない者（次のア又はイに掲げる者を除く。）をいう。 ア 市の機関の職にある者及びその構成員	目次 第１章～第２章 （略） 第３章 内部公益通報 第１節 （略） <u>（新 設）</u> <u>第２節</u> （略） <u>第３節</u> （略） 第４章～第７章 （略） 附則 第１条 （略） （定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（４） （略） （５） 委託事業者の役職員 <u>委託事業者（委託事務等を行うものをいう。以下同じ。）の役員、従業員、代理人その他の者で委託事務等に従事しているものをいう。</u> <u>（新 設）</u> <u>（新 設）</u> （６） 対象職員等 職員等及び職員等でなくなった日から１年を経過しない者（次のア又はイに掲げる者を除く。）をいう。 ア 市の機関の職にある者及びその構成

並びに副市長並びにこれらの者でなくな
った日から1年を経過しない者

イ (略)

(7)～(14) (略)

第3条～第11条 (略)

第2節 通報妨害等の禁止

(通報妨害の禁止等)

第11条の2 市の機関又は任命権者は、対象職
員等に対して、正当な理由がなく、内部公益
通報をしない旨の合意をすることを求めるこ
と、内部公益通報をした場合に不利益な取扱
いをするをを告げることその他の行為によ
って、内部公益通報を妨げてはならない。

2 前項の規定に違反してされた合意その他の
法律行為は、無効とする。

(通報職員等探索の禁止)

第11条の3 市の機関又は任命権者は、正当な
理由がなく、通報職員等である旨を明らかに
することを要求することその他の通報職員等
を特定することを目的とする行為をしてはな
らない。

第3節 (略)

(内部公益通報手続等)

第12条 (略)

2 (略)

3 対象職員等は、次に掲げるときは、処分等
の権限を有する行政機関等に内部公益通報を
することができる。

(1) 内部通報対象事実が第2条第10号アに
該当する場合であって、公益通報者保護法
第3条第1項第2号又は第3号の規定に該
当するとき。

(2) (略)

4 (略)

第13条～第15条 (略)

(内部公益通報の調査等)

第16条 (略)

2 (略)

3 公益監察員は、内部公益通報に係る調査を

員、副市長及び教育長並びにこれらの者
でなくなった日から1年を経過しない者

イ (略)

(7)～(14) (略)

第3条～第11条 (略)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第2節 (略)

(内部公益通報手続等)

第12条 (略)

2 (略)

3 対象職員等は、次に掲げるときは、処分等
の権限を有する行政機関等に内部公益通報を
することができる。

(1) 内部通報対象事実が第2条第10号アに
該当する場合であって、公益通報者保護法
第3条第2号又は第3号の規定に該当する
とき。

(2) (略)

4 (略)

第13条～第15条 (略)

(内部公益通報の調査等)

第16条 (略)

2 (略)

3 公益監察員は、内部公益通報に係る調査を

行うに当たっては、あらかじめ、内部公益通報の内容を市長及び当該内部公益通報の内部通報対象事実に係る市の機関に報告するものとする。ただし、当該内部通報対象事実が当該市の機関の職にある者又はその構成員に係るものであるとき、当該市の機関に報告した場合において証拠が隠蔽されるおそれがあるときその他報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときは、当該報告をしないことができる。

4～6 (略)

第17条～第18条 (略)

(内部公益通報に係る調査の中止)

第19条 (略)

2 前項の規定により公益監察員が内部公益通報に係る調査を中止したときは、通報職員等及び第16条第3項本文の規定により報告した市長及び市の機関にその旨を理由を付して通知するものとする。

3 (略)

(調査結果の報告等)

第20条 公益監察員は、内部公益通報に係る調査の結果、内部通報対象事実があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、公益監察員が相当な理由があると認めるときは、第1号の資料の添付を省略することができる。

(1) 当該内部通報対象事実の内容を、これを証する資料を添えて市長及び当該内部通報対象事実に係る市の機関に報告すること。

(2) 当該内部通報対象事実に係る市の機関に対して是正措置等を講ずるよう勧告すること。

2 公益監察員は、前項第2号の規定による勧告をしたときは、当該勧告の内容を市長に報

行うに当たっては、あらかじめ、内部公益通報の内容を_____当該内部公益通報の内部通報対象事実に係る市の機関に報告するものとする。ただし、当該内部通報対象事実が当該市の機関の職にある者又はその構成員に係るものであるとき、当該市の機関に報告した場合において証拠が隠蔽されるおそれがあるときその他報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときは、当該報告をしないことができる。

4～6 (略)

第17条～第18条 (略)

(内部公益通報に係る調査の中止)

第19条 (略)

2 前項の規定により公益監察員が内部公益通報に係る調査を中止したときは、通報職員等及び第16条第3項本文の規定により報告した_____市の機関にその旨を理由を付して通知するものとする。

3 (略)

(調査結果の報告等)

第20条 公益監察員は、内部公益通報に係る調査の結果、内部通報対象事実があると認めるときは、その内容をこれを証する資料とともに当該内部通報対象事実に係る市の機関に報告するとともに、是正措置等を講ずるよう勧告するものとする。ただし、公益監察員は、相当な理由があると認めるときは、その内容を証する資料の添付を省略することができる。

(新 設)

(新 設)

2 公益監察員は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告の内容を_____

告し、及び通報職員等に対して通知するものとする。

3 公益監察員は、内部公益通報に係る調査の結果、内部通報対象事実があると認められないとき（内部通報対象事実が判明しないときを含む。第24条第1項において同じ。）は、その旨を通報職員等に通知し、並びに市長及び当該内部通報対象事実に係る市の機関に報告しなければならない。

4 第16条第6項の規定は第1項第1号及び第2項の規定による公益監察員の報告に、第15条第2項ただし書の規定は前2項の規定による通知について準用する。

（市の機関による是正措置等）

第21条 市の機関は、前条第1項第2号の規定による勧告を受けた場合は、その内容を速やかに公表するとともに、是正措置等を講じなければならない。

2 （略）

第22条 （略）

第23条 削除

第24条～第25条 （略）

第4節 （略）

（不利益取扱いの禁止等）

第26条 市の機関又は任命権者は、通報職員等

_____通報職員等に対して通知するものとする。

3 公益監察員は、内部公益通報に係る調査の結果、内部通報対象事実があると認められないとき（内部通報対象事実が判明しないときを含む。第24条第1項において同じ。）は、その旨を通報職員等に通知し、及び当該内部通報対象事実に係る市の機関に報告しなければならない。

4 第16条第6項の規定は第1項の規定による公益監察員の報告に、第15条第2項ただし書の規定は前2項の規定による通知について準用する。

（市の機関による是正措置等）

第21条 市の機関は、前条第1項の規定による勧告を受けた場合は、その内容を速やかに公表するとともに、是正措置等を講じなければならない。

2 （略）

第22条 （略）

（市長への報告）

第23条 市長以外の市の機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

（1）公益監察員から第16条第3項本文の規定による報告を受けた場合 内部公益通報の内容

（2）公益監察員から第19条第2項の規定による通知を受けた場合 当該通知の内容

（3）公益監察員から第20条第1項本文の規定による報告及び勧告を受けた場合 内部通報対象事実の内容及び是正措置等の勧告の内容

（4）公益監察員から第20条第3項の規定による報告を受けた場合 当該報告の内容

第24条～第25条 （略）

第3節 （略）

（不利益取扱いの禁止等）

第26条 市の機関又は任命権者は、通報職員等

に対して、その内部公益通報をしたことを理由に、免職、労働者派遣契約の解除、<u>委託事務等に係る契約の解除</u>その他いかなる不利益な取扱い（以下この節において「不利益取扱い」という。）もしてはならない。 2～3 （略） （不利益取扱いの申出等） 第27条 （略） 2 （略） 3 第13条の規定は第1項の規定による申出について、第14条の規定は<u>前項</u>の規定による相談について準用する。 （不利益取扱いに係る調査等） 第28条 （略） 2～6 （略） 7 第16条（第1項を除く。）、第17条、第18条、第24条及び第25条の規定は不利益取扱いに係る調査に、第19条<u>（削る）</u>の規定は不利益取扱いに係る調査の中止について準用する。 以 下 略	に対して、その内部公益通報をしたことを理由に、免職、労働者派遣契約の解除_____ <u>その他いかなる不利益な取扱い</u>（以下この節において「不利益取扱い」という。）もしてはならない。 2～3 （略） （不利益取扱いの申出等） 第27条 （略） 2 （略） 3 第13条の規定は第1項の規定による申出について、第14条の規定は<u>第2項</u>の規定による相談について準用する。 （不利益取扱いに係る調査等） 第28条 （略） 2～6 （略） 7 第16条（第1項を除く。）、第17条、第18条、第24条及び第25条の規定は不利益取扱いに係る調査に、第19条<u>及び第23条第2号</u>の規定は不利益取扱いに係る調査の中止について準用する。 以 下 略
備考 1 改正部分は、下線の部分である。 2 改正の欄に「（削る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 3 現行の欄に「（新設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年12月1日から施行する。ただし、第2条第6号、第16条第3項、第19条第2項、第20条、第21条第1項、第23条、第27条第3項及び第28条第7項の改正並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の第16条第3項及び第19条第2項（これらの規定を第28条第7項において準用する場合を含む。）並びに第20条の規定は、この条例の公布の日以後に行われた内部公益通報について適用し、同日前に行われた内部公益通報については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、公益通報者保護法の一部改正に伴い、市の機関等による内部公益通報の妨害及び通報職員等の探索を禁止することのほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものである。